

令和8年（2026年）8月27日

職員の処分について

- 1 被処分者 男性職員（20代）
- 2 処分内容 減給10分の1 6月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和8年（2026年）8月27日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和8年6月、業務中に業務上関係のある女性に対し、「手を触る」「30分にわたり手を握る」といったセクシュアル・ハラスメントを行ったもの。
- 6 その他 公表による被害者の心理的影響への配慮やプライバシー保護が必要と判断し、被処分者の所属局及び職名、具体的な時期、内容等については、公表しない。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（4）勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱（喫煙のための離脱を含む。）して勤務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

（18）セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

（注）処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

【参考②】懲戒処分等の公表基準

4 公表の例外

被害者のプライバシー保護に配慮が必要な場合であって、被害者から事実の概要について非公表の希望がなされた場合にあつては、公表する内容の一部を控えることとする。

【参考③】令和8年度の処分状況（本件を含む）

6件 6人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

副課長 藤田 健（ふじた けん）

電話：096-328-2149